

父子家庭等に対する児童扶養手当の支給等を求める意見書

近年、家庭観や家庭機能の変化に伴い、家庭を取り巻く状況が大きく変わりつつある中で、離婚等によるひとり親家庭が増加している。長引く景気の低迷や経済状況の悪化に伴い、母子家庭だけでなく父子家庭の多くも、育児、教育、家事等の面で困難を抱え、経済的にも大きな悩みを抱えている。

現在、子育て支援、就労支援、養育費確保などのための総合的な施策の一環として、児童扶養手当制度が設けられており、全国で100万人近く人が利用している。しかし、児童扶養手当法に基づく児童扶養手当は、母子家庭等を支給対象としており、父子家庭はその対象とされていない。

子育てしながら働く場合、残業なし、単身赴任なしなどの条件により、収入が低下する場合が多く、母子家庭の平均年収は231万円、父子家庭は421万円だが、実際には父子家庭の37%が年収300万円を下回っている。収入の低い子育て中のひとり親に対する生活支援は平等になされなければならない。

全国の自治体の中には父子家庭にも同様の手当を支給しているところも出てきているが、国の補助がなく、大きな経済的負担となっている。

国及び地方において、女性と男性が互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわることなく、その個性と能力を十分に発揮することができる、男女共同参画社会の実現に向けた取り組みが進められているところもある。

父子家庭の子どもたちも、安心して伸び伸びと健やかに成長し、保護者にとっても子育てに伴う喜びが実感できる社会を構築することは重要な課題であり、国においては、父子家庭についても、母子家庭同様に児童扶養手当の支給などの経済的援助、さらに家事支援等の父子家庭就業・自立支援を含む体系的な施策の整備・充実を図るよう、以下強く要望するものである。

記

- 1 児童扶養手当法を改正し、一定の収入以下の父子家庭にも児童扶養手当を支給できるように改善すること

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成21年6月26日

東京都羽村市議会議長 船木 良教

内閣総理大臣
厚生労働大臣
内閣府特命担当大臣 あて